

## 申請関係様式集

(手書き提出・増刷用)

- P 1 化学肥料低減計画書
- P 2 取組計画書の承認申請書 (かがみ文)
- P 3 取組計画書 (別添)
- P 4 参加農業者名簿 (2種類)

## 化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料	年間
○	○	○

注：該当欄に○

### 作付概要

作物名	作付面積 (ha)
その他	
計	

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。  
 2. 「令和4年度又は令和5年度取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

(業務方法書 様式第1号)  
実施要領 参考様式第1-1号

令和 年 月 日

奈良県肥料・燃油高騰緊急対策協議会長 殿

所在地  
取組実施者名  
代表者氏名

令和5年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の承認申請書

令和5年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、対策事業取組計画書を作成したので、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知）第9の4の（1）に基づき、別添のとおり提出する。

（注）実施要領参考様式第1-2号（参加農業者名簿）、実施要領参考様式第2号（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類を添付すること。

## 肥料価格高騰対策事業取組計画書

秋用肥料分	春用肥料分	年間
		○

(注) 該当するものに○を付けること

## 第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

## 第2 参加農業者の概要

様式第1-2号のとおり。

参加農業者数 (件)

## 第3 所要額

円 (秋用肥料分/春用肥料分/年間)

内訳	国庫支援予定額	円
	県費支援上限額	円

(注) 括弧内はいずれかを選択すること

## 第4 誓約・同意事項

取組実施者(参加農業者を含む)は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。	
2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。	
3 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合	
(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。	

肥料価格高騰対策事業 参加農業者名簿

No.	参加農業者	支援予定額 (円)			
	氏名 又は 法人・組織名	年間肥料 (令和 4 年 6 月～令和 5 年 5 月購入分)			
		当年の肥料費	国庫支援予定額 (A)	県費支援上限額 (B)	支援予定額 (A+B)
集計	-				

- (注)
- 「肥料価格高騰対策事業取組計画書」の添付資料として使用する場合は、当年の肥料費は、令和 4 年 6 月～令和 5 年 5 月に発注したことを証明する書類（注文票等）と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類（領収書等）または支払い義務が生じていることを示す書類（請求書等）を提出すること。  
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。
  - 国庫支援予定額の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{国庫支援予定額} = \{ (\text{当年の肥料費}) - (\text{当年の肥料費}) \div (\text{高騰率}) \div 0.9 \} \times 0.7$$

ただし、当年における肥料コスト上昇に対して、都道府県及び市町村から支援金（以下「地方自治体支援金」という。）が交付されている場合にあっては、この交付額から以下の算定式により算出される調整額を控除したものを支援予定額とする。  
 なお、調整額が負の数の場合は、調整額は 0 とする。また支援金が交付されている旨、備考欄に記載する。  

$$(\text{調整額}) = (\text{地方自治体支援金}) - \{ (\text{当年の肥料費} - \text{前年の肥料費}) \times 0.3 \}$$
  - 県費支援上限額の算出方法は下記のとおりとする。  

$$\text{県費支援上限額} = \text{国庫支援予定額} \div 0.7 \times 0.15$$
  - 「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」の添付資料として使用する場合は、「国費支援予定額」を「国費支援額」、「県費支援上限額」を「県費支援額」とする。
  - 適宜、行を追加すること。
  - 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

